

## 重点課題4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

施策の方向 (1) 暴力の根絶のための社会基盤づくり

施策の方向 (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進(霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画)

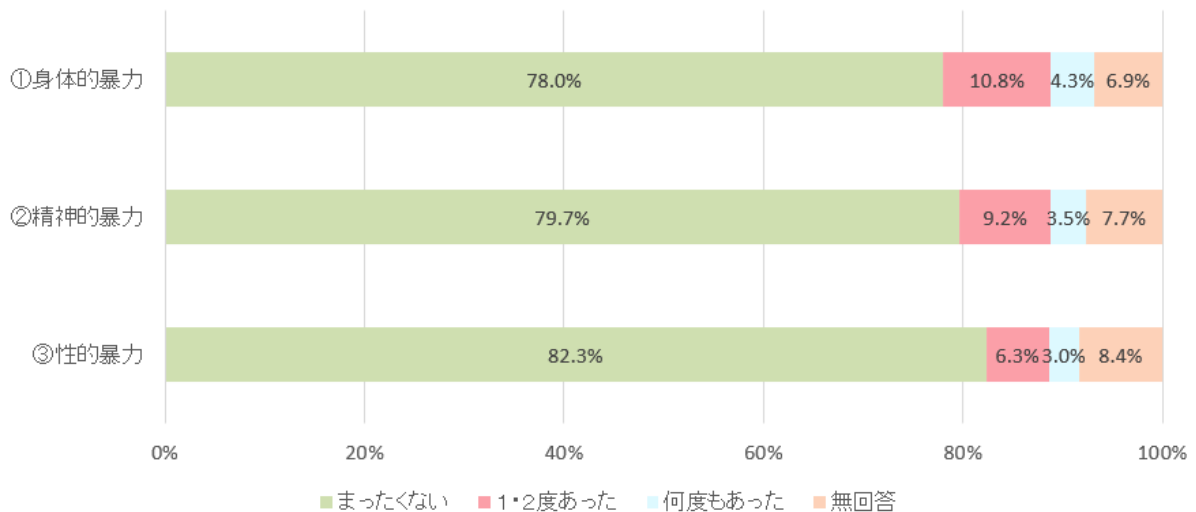
施策の方向 (3) ハラスメント防止対策の推進

### 1 統計情報等

#### (1) 配偶者等から暴力を受けた経験・暴力形態

令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査によると、現在または過去に配偶者又は恋人から言葉や身体に対する暴力等を受けた経験について、①身体的暴力が15.1%（『何度もあった4.3%』と『1・2度あった10.8%』の合算）と最も多く、次いで②精神的暴力が12.7%、③性的暴力が9.3%であった。

配偶者等からの被害経験(暴力の種類別)



(令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査)(N=860 【男性327 女性526】)

配偶者からの被害経験(暴力の種類別・性別)

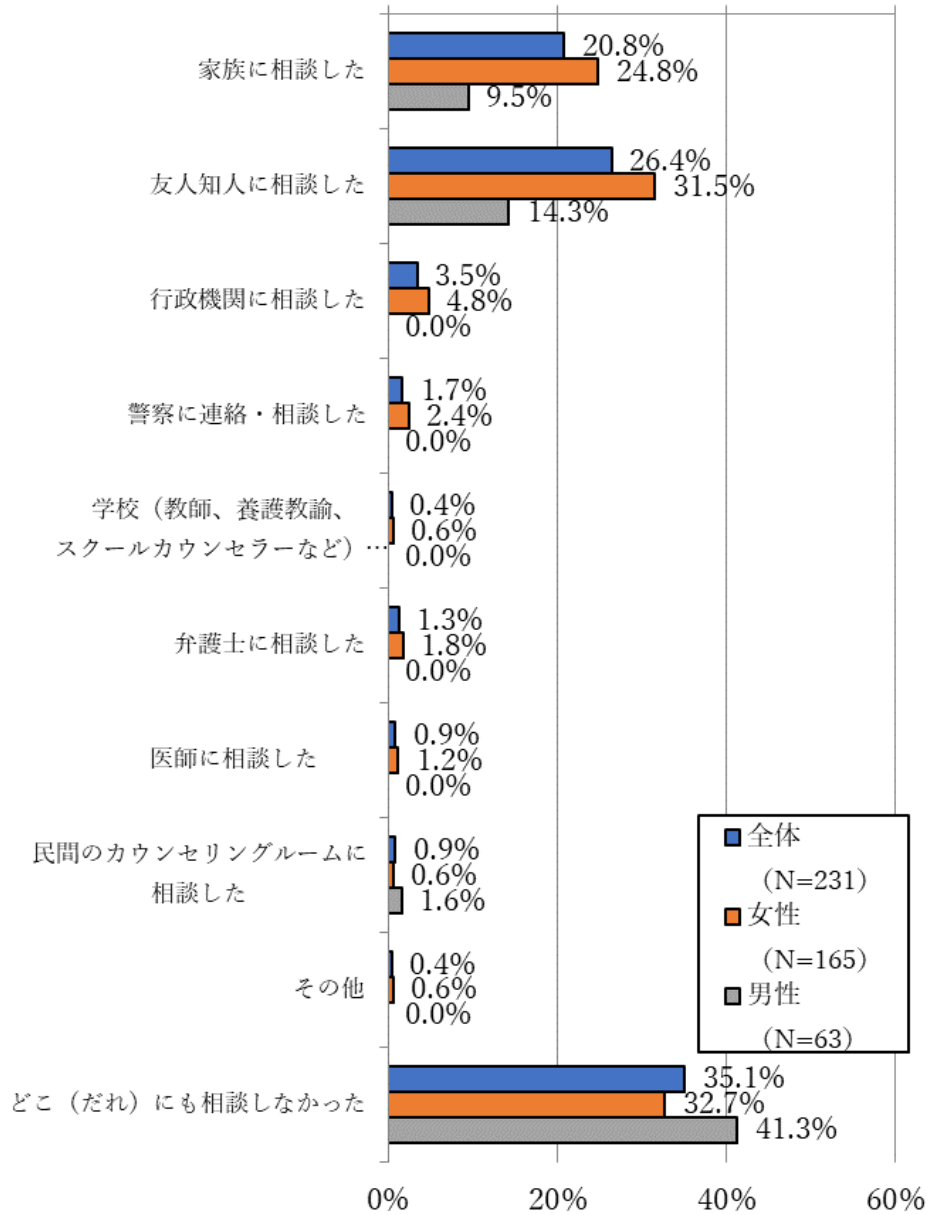


(令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査)(N=860 【男性327 女性526】)

## (2) DVを受けた方の相談先

DVを受けた方の相談先については、「どこにも相談しなかった」（35.1%）という回答割合が最も高く、DVは潜在化しやすい特性があるといえる。

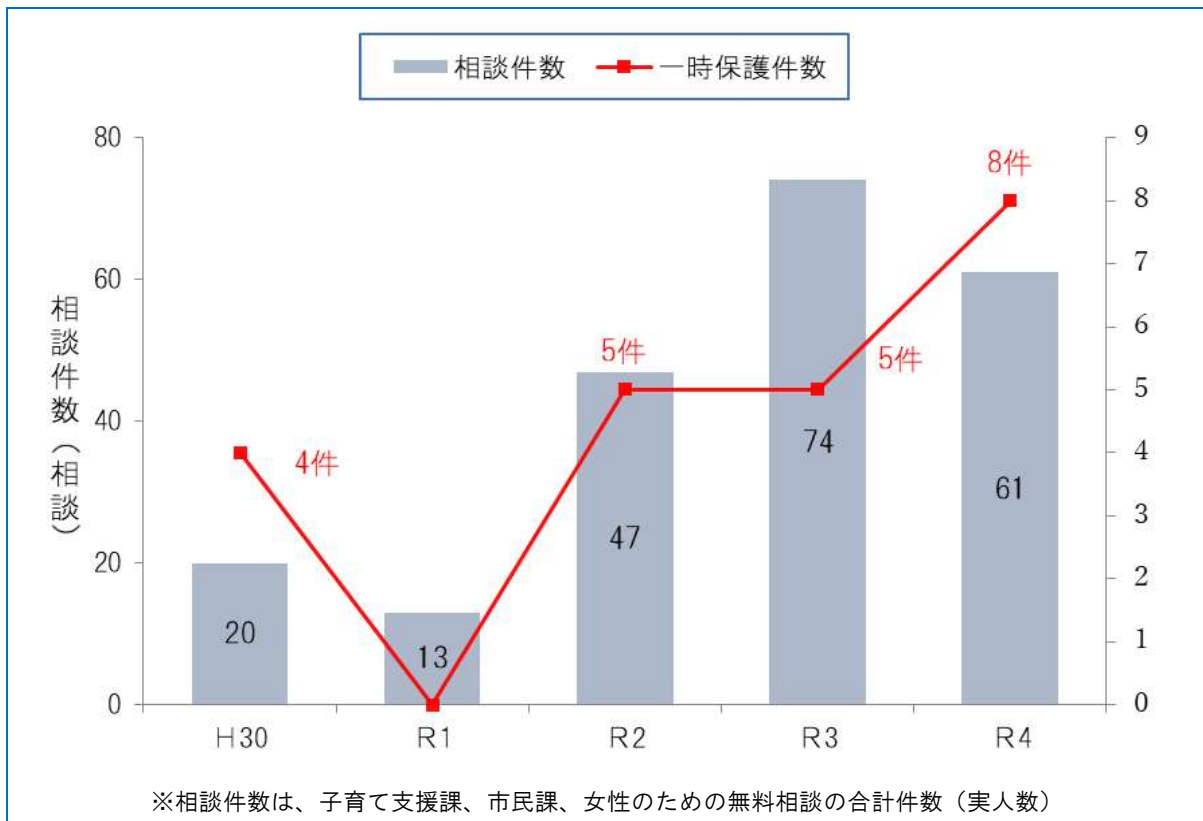
DVにあった際の相談の有無



（令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査）  
（N=231【男性63 女性165】）

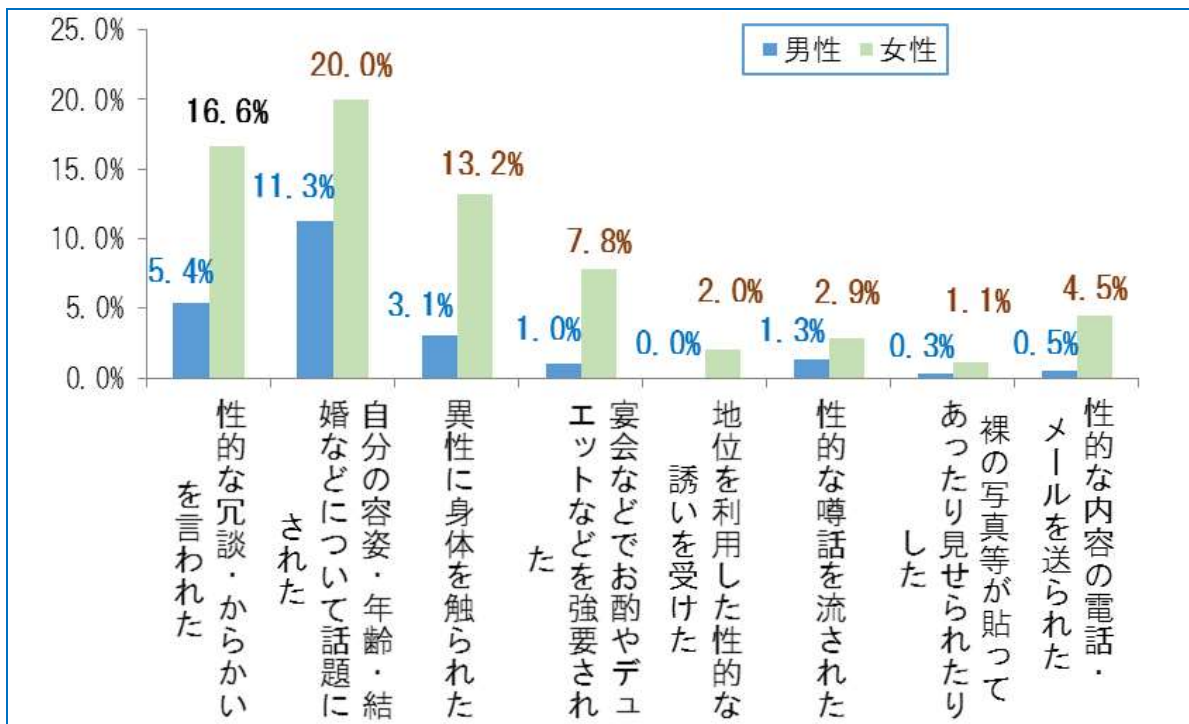
### (3) DV相談件数及び一時保護件数

令和4年度のDV相談件数は61件と例年に比べて減少しており、一時保護等の措置は8件だった。



(市民課調べ)

### (4) セクシュアル・ハラスメントを受けた経験

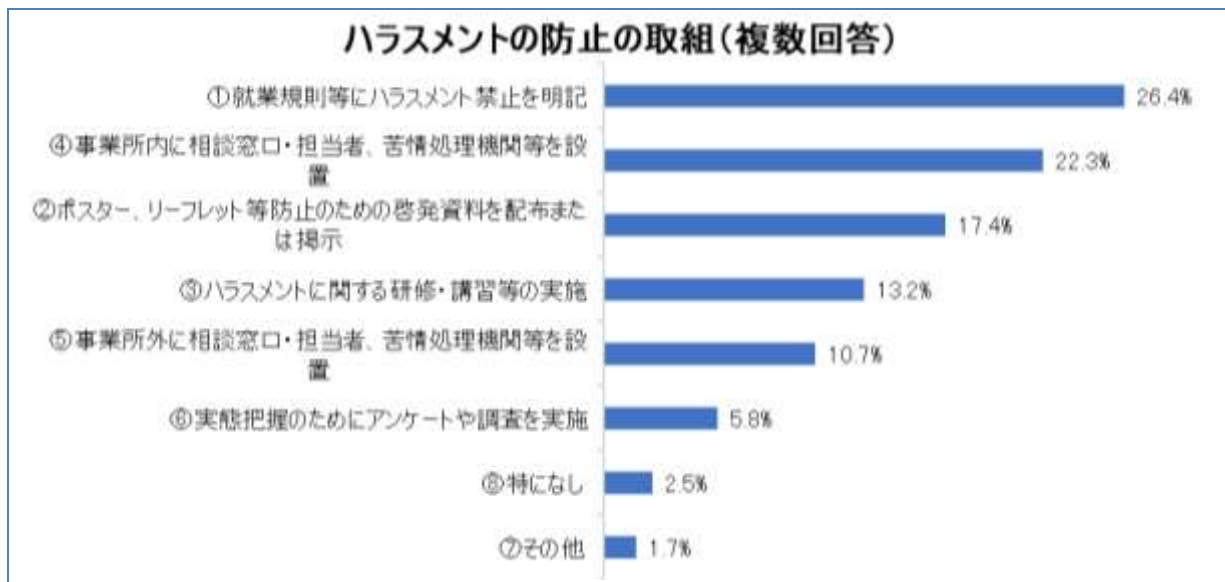


(平成29年度霧島市総合計画進行管理に係る市民意識調査)  
(N=849【男性390 女性446 性別未記入13】)

## (5) 市内事業者におけるハラスメント防止に関する取組状況

令和3年度企業実態調査によると、事業者のハラスメント防止対策の取組状況は以下のとおりである。主な取組として、就業規則等に明記（26.4%）、事業所内に相談窓口、担当者、苦情処理機関設置（22.3%）を実施している。

### (ハラスメント防止に関する取組内容)



(令和3年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査)

令和3年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査

### 1 調査時点

令和3年10月1日現在

### 2 事業所からの回答状況

- ① 調査対象事業所数…100事業所
- ② 回答事業所数(回答率)…50事業所(50.0%)

## 2 事業実施状況

### 施策の方向(1) 暴力の根絶のための社会基盤づくり

#### 具体的施策① 暴力を容認しない社会環境の整備

男女共同参画の視点	<p>① DVを含む様々な暴力や子どもに対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるとの認識を徹底させるとともに、被害者の人権擁護の視点に立った正しい理解を促進するため、広く市民を対象に暴力の現状や被害者保護のための制度の普及・啓発に取り組む必要がある。</p> <p>② 女性を専ら性的ないし暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現等は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、人権侵害となるものもある。</p> <p>こうした性・暴力表現については、インターネットの普及等を通じて発信主体が社会一般に拡大していることに加え、パソコンゲーム等バーチャルな分野においても、重大な懸念が表明されるコンテンツの流通が現実問題となっていることから、表現の自由を十分尊重した上で有効な対策を講じる必要がある。</p>
-----------	--

主な取組

① 11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、シビックセンター行政庁舎別館1階ロビーにおいて、パネル・パープルリボンツリーの展示、メディアセンター前モニターにおいてDV防止啓発ビデオ放映会を実施し、女性への暴力に対する意識啓発を行うとともに相談機関等の周知を行った。（こども・くらし相談センター）



② DV等で悩んでいる女性の目に留まるよう、公共施設等の女性トイレの洗面所に「DV相談ナビカード」等を配置した。（こども・くらし相談センター）



③ 霧島市人権擁護委員による人権相談を開設した。（市民課）

年 度	R 3	R 4
法務局常設相談所	内容：「女性の人権ホットライン」専用相談電話を設置	内容：「女性の人権ホットライン」専用相談電話を設置
特設相談所	年14回開設 内容：公共施設等で開設	年44回開設 内容：公共施設等で開設
相談件数（支局管内）	1,024 件	1,070 件

④ 次のとおり人権啓発推進まちづくり事業を実施した。（市民課）

- ・人権同和問題職員研修： 6月及び11月（209人）
- ・人権の花運動 小学校6校（2,259人）
- ・北朝鮮拉致被害者家族・特定失踪者家族支援署名（12月）街頭募金活動（2月）
- ・霧島市じんけんフェスタ：10月（137人）

⑤ 人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するため、市内中学校において、こども人権セミナーを開催した。（社会教育課）

年 度	R 3	R 4
参加校	4 校	5 校
参加者数	1,444人	1,683人

具体的施策② 若年層を対象とする暴力予防啓発

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるのが教育・学習である。人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る必要がある。特に、子ども達に対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、一人ひとりの人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供する。</p>									
<p>主な取組</p>	<p>① 「子ども人権セミナーin高校」においてデートDVに関する講演会等を実施し、発達段階に応じて男女平等を推進するための啓発活動に努めている。 <b>(社会教育課)</b></p> <table border="1" data-bbox="406 779 1377 925"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施校</td> <td>国分中央高校</td> <td>霧島高校、国分高校</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>817人</td> <td>670人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	R 3	R 4	実施校	国分中央高校	霧島高校、国分高校	参加者数	817人	670人
年 度	R 3	R 4								
実施校	国分中央高校	霧島高校、国分高校								
参加者数	817人	670人								

施策の方向 (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援等の推進(霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画)

具体的施策① 被害者の安全確保と情報の保護

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>① DV を始めとする様々な暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるとの認識を徹底させるとともに、被害者の人権擁護の視点に立った正しい理解を促進するため、広く市民を対象に暴力の現状や被害者保護のための制度の普及・啓発に取り組む必要がある。</p> <p>② DVは、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である。DV及び虐待を受けたと思われる被害者を発見した者は、速やかに福祉事務所等に通告する制度について広報・啓発を行う必要がある。</p> <p>③ DV被害者の身の安全を守るため、関係支援機関が連携して適切な保護に結び付けることが重要であり、その際には、被害者の意志と人権の尊重に努め、各人の状況に応じた支援を行う必要がある。</p> <p>④ DV被害者の保護及び自立支援に当たっては、被害者の状況に応じて細やかに配慮し、様々な関係機関の連携による切れ目のない総合的・多面的な支援が必要である。</p> <p>⑤ 市の窓口で保有する被害者情報に関しては、個人情報の保護に留意するとともに、避難した被害者を追及する加害者側に住居情報等が伝わってしまうことがないよう、被害者情報の適切な取扱いに遵守する必要がある。</p>
-----------------------	---

主な取組

- ① 配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者に対する会議への出席や、関係機関(医療・警察・児童相談所等)での協議・情報共有を行い、連携を図ることができた。
  - ・DV被害者からの相談について、警察と連携して対応することができた。  
(こども・くらし相談センター)
- ② 通告制度について、子育て支援ガイドブック「ぐんぐんの木」や児童虐待防止期間に合わせて広報「きりしま」へ掲載を行った。
  - ・市役所、各総合支所、市出先機関に通告制度が記載されている虐待予防ポスターを掲示
  - ・市内のすべての保育所、幼稚園、小中学校、病院、診療所及び薬局に通告制度が記載された虐待予防のポスター、リーフレット配布による啓発
  - ・出前講座による啓発  
(こども・くらし相談センター)
- ③ DV被害者に対し、鹿児島県女性相談センター等において一時保護等の措置を行った。  
(こども・くらし相談センター)

年度	施設へ移送		
	県女性相談センターへ	委託先の ショートステイ施設へ	母子生活支援施設へ
R 2	1件	2件	3件
R 3	0件	1件	4件
R 4	0件	2件	5件

- ④ 住民基本台帳の閲覧等に関しては、DV被害者を保護する観点から、住民基本台帳法等に基づいて取扱った。  
(市民課)

年 度	R 2	R 3	R 4
申出件数①	100件	102件	121件
転送受付件数②	116件	124件	190件
閲覧制限数 (①+②)	216件	226件	311件

具体的施策② 相談体制の充実

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>① DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるとの認識を徹底させるとともに、被害者の人権擁護の視点に立った正しい理解を促進するため、広く市民を対象に暴力の現状や被害者保護のための制度の普及・啓発及び相談窓口の周知に取り組む必要がある。また男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況に根ざした構造的問題として把握し対処していく必要がある。</p> <p>さらにDVは、潜在化しがちであるため個人的な問題として矮小化されることのないよう、被害者への相談対応に当たっては、常に人権擁護の視点に立つとともに、二次被害の防止に留意することが肝要である。</p> <p>② 児童虐待防止法第2条第4号において、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等の児童に著しい心理的外傷を与える言動についても児童虐待に当たることから、関係機関等との連携を図りつつ、適切な対応に努める必要がある。</p> <p>③ 被害者と接する支援関係機関の相談員等が、DVに対する正しい理解を深め、その防止に率先して取り組むとともに、被害者の人権擁護の視点に立つて二次被害を与えることなく適切な対応をとることができるよう、研修機会の確保と研修内容の充実を図る必要がある。</p>						
<p>主な取組</p>	<p>① 相談体制について、広報きりしまや子育てガイドブック、ホームページへ掲載を行い、普及啓発に努めた。</p> <p>県の作成する「女性相談のしおり」を女性が手にしやすい場所に配置した。 (こども・くらし相談センター)</p> <p>② 「児童相談受付管理システム」や「児童虐待防止マニュアル」等を活用し、健康増進課や教育委員会、中央児童相談所、霧島警察署、母子生活支援施設などの関係機関と連携をとりながら通報や相談等に対応し、児童虐待やDV被害対策に繋ぐことができた。(こども・くらし相談センター)</p> <p>(DVに起因する児童虐待の件数：延件数)</p> <table border="1" data-bbox="491 1637 1198 1742"> <tr> <td>年度</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>29件</td> <td>32件</td> </tr> </table> <p>③ 相談員の資質向上のため、他機関が主催する研修会へ相談員の派遣を行うとともに、鹿児島県男女共同参画室のDV被害者支援コーディネータ派遣事業を利用して講演会に2回開催した(ZOOM研修)。 (こども・くらし相談センター)</p>	年度	R 3	R 4	件数	29件	32件
年度	R 3	R 4					
件数	29件	32件					



具体的施策③ 被害者の自立支援の重質

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>① 「DV被害者の霧島市営住宅への入居に関する要綱」に基づき、DV被害者の住宅確保のための支援として、本人の意志や人権を尊重しつつ、市営住宅における優先入居制度の活用を図り、被害者の自立支援を促進する必要がある。</p> <p>② DV被害者が新たな場所で自立するには、住居の確保、経済的基盤の確立、心身の回復、就労場所の確保、子どもの養育など様々な問題があるため、本人の意志や人権を尊重しつつ、関係機関と連携し被害者の自立支援を促進する必要がある。</p>
<p>主な取組</p>	<p>① 公営住宅への優先入居 「DV被害者の霧島市営住宅への入居に関する要綱」に基づき、DV被害者を市営住宅に優先入居させている。（令和3年度 1件、令和4年度 0件） <b>（建築住宅課）</b></p> <p>② DV被害者の母子を保護するため、母子からの申込により母子生活支援施設の入所措置を行った。（こども・暮らし相談センター）</p> <p>③ 生活困窮者支援制度や生活保護制度、市営住宅、児童扶養手当、児童手当等の情報提供及び手続きの支援を行った。 ・母子生活支援施設の入所者については施設での相談や指導が行われるよう依頼し、更に各施設を巡回し被害者と自立に向けての面談を行った。 <b>（こども・暮らし相談センター）</b></p> <p>④ 生活困窮者等の経済的状況や心身の状態・就労状況などの相談窓口として相談支援員等を配置し、相談しやすい体制づくりに努め、適切な相談や支援・情報提供を行った。 ・生活困窮者に対する相談支援員等 3名 （主任相談支援員1名、相談支援員2名） ・生活困窮者に対する就労支援員 1名 ・相談件数：220件 <b>（こども・暮らし相談センター）</b></p> <p>⑤ 要保護世帯や生活保護受給世帯には、母子世帯をはじめ、女性も多いことから女性の福祉総合相談員や就労支援員及びケースワーカーを配置するなど、相談しやすい体制づくりに努め、適切な相談や支援・情報提供を行った。 ・生活保護に関する福祉総合相談員 2名 ・被生活保護者に対する就労支援員 2名 ・相談件数：228件／就労相談件数：1,253件 <b>（生活福祉課）</b></p>

	<p>⑥ DV被害者の精神的な回復を図るため、市で実施する「心の健康相談」を紹介し、離婚手続など法的な手続きを要する場合は、無料法律相談を紹介するなどの支援を行った。</p> <p style="text-align: right;">(こども・くらし相談センター)</p> <p>⑦ 母子生活支援施設入所者については、各施設でも自立に向けての支援を行っているが、更に定期的に被害者と自立に向けた面談を行った。</p> <p style="text-align: right;">(こども・くらし相談センター)</p>
--	---

#### 具体的施策④ 関係機関の協力・連携

男女共同参画の視点	DV被害者のニーズに対応するために、県、関係市町や民間団体等、広域的かつ広範な支援を行う連携体制の構築を図る必要がある。また、加害者更生についての国等の研究成果を把握し、被害者の安全の確保を第一に考えた実践のあり方について検討を行う。
主な取組	① DV被害者支援コーディネーター派遣事業を活用し、京都橘大学濱田智嵩准教授に「男性DV当事者対応について」講演をお願いし参加した。(ZOOM研修) <p style="text-align: right;">(こども・くらし相談センター)</p>

### 施策の方向(3) ハラスメント防止対策の推進

#### 具体的施策① 雇用の場における防止対策の促進

男女共同参画の視点	<p>① ハラスメントは、対象となった人の個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するだけでなく、就業環境の悪化など能力発揮を妨げるとともに、生活への深刻な影響を与える、社会的に許されない行為であり、男女共同参画社会の形成を阻害する性別に起因する暴力の一形態である。その被害は潜在化しがちであり、個人的問題として矮小化されることもあるが、男女の固定的な役割分担、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として把握し、対処していくことが必要である。</p> <p>② 就業は生活の基盤であり、また、働くことは自己実現につながるものでもある。働きたい人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりは、ダイバーシティ(多様性)の推進につながり、経済社会の活力の源という点からも、極めて重要な意義を持つ。男女雇用機会均等法の基本的理念である雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を実現するため、同法の履行確保はもとより、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正、男女間賃金格差の解消、雇用処遇体系の見直し、セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の措置、「M字カーブ問題」の解消に向けた女性の就業継続や再就職に対する支援などに取り組んでいく必要がある。</p>
-----------	---

主な取組	<p>① 職員メンタルヘルス対策事業として、職員が気軽に相談しやすい体制づくりとして、ストレスチェックや電話相談、研修等を包括的に業務委託した。その中でセクハラ相談やハラスメント相談も実施している。事業の周知は、グループウェア（庁内通知）で行い、実際の相談方法は、24時間の電話相談や職員と日程調整した上での面談であった。また、全職員に相談カードを配布し、相談しやすい環境整備を図った。（総務課）</p> <p>② 教育や事業所の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する出前講座を実施した。（市民課）</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施地</td> <td>小野小、牧之原幼稚園（保護者）</td> <td>木原小中学校（教員）</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>男女共同参画入門講座</td> <td>ストップ！セクハラ講座</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>15人</td> <td>13人</td> </tr> </tbody> </table>		年 度	R 3	R 4	実施地	小野小、牧之原幼稚園（保護者）	木原小中学校（教員）	内容	男女共同参画入門講座	ストップ！セクハラ講座	受講者数	15人
年 度	R 3	R 4											
実施地	小野小、牧之原幼稚園（保護者）	木原小中学校（教員）											
内容	男女共同参画入門講座	ストップ！セクハラ講座											
受講者数	15人	13人											

### 3 数値目標の推進状況

項目	現状値 (計画策定時)		現状値 (直近値)		目標値	
	数値	年度	数値	年度	数値	年度
配偶者暴力防止法を知っている市民の割合	61.5%	2016	58.0%	2021	66.5%	2021
「DVを受けたことがある」人の割合(過去1年間)	1.54%	2016	0.8%	2021	1.11%	2021
DV被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合	69%	2016	64.9%	2021	74.0%	2021